

吉野川市高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画

「素案」

平成 24 年 3 月



目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の背景 | 1 |
| 2 計画の法的位置づけ | 2 |
| 3 他計画との関連 | 2 |
| 4 計画の期間及び見直し時期 | 2 |
| 5 計画策定体制 | 3 |
| 6 日常生活圏域の設定 | 3 |
| 7 日常生活圏域ニーズ調査について | 3 |
| 第2章 高齢者等の現状と将来像 | 4 |
| 1 高齢者等の現状 | 4 |
| 2 高齢者等の将来像 | 7 |
| 第3章 計画の基本構想 | 9 |
| 1 基本理念 | 9 |
| 2 重点目標 | 9 |
| 3 施策体系図 | 10 |
| 第4章 介護予防及び生活習慣病予防の推進 | 11 |
| 1 介護予防の推進 | 11 |
| 2 生活習慣病予防の推進 | 16 |
| 第5章 地域包括ケアシステムの構築に向けて | 20 |
| 1 地域包括支援センターの充実強化 | 20 |
| 第6章 地域における安全で安心な生活の確保 | 31 |
| 1 在宅福祉サービスの充実 | 31 |
| 2 施設福祉サービスの充実 | 34 |
| 第7章 生きがいづくり・社会参加の促進 | 37 |
| 1 生きがいづくり・社会参加への支援 | 37 |
| 第8章 介護保険事業の適正・円滑な運営 | 39 |
| 1 介護保険サービスの現状と将来推計 | 39 |
| 2 介護保険サービス事業量と保険料の設定 | 48 |
| 3 介護給付等費用適正化事業 | 49 |

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

21 世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、平成 12 年 4 月から介護保険制度が導入されました。その後、サービス利用者が施行当初の約 3 倍となるなど高齢者の暮らしを支える制度として定着しています。

今後、平成 27 年にはいわゆる「団塊の世代」（昭和 22 年～昭和 24 年生まれ）がすべて 65 歳以上となる節目の年となります。高齢化が一層進展することから、制度の持続性を維持しつつ高齢者の生活機能の低下を未然に防止し、維持向上させるために介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。

また、「団塊の世代」は、「高齢者」という概念に新たな価値観を吹き込む世代と考えられており、一層多様化することが見込まれる高齢者の生活様式や価値観に配慮しながら、新たな高齢者像を視野に入れたサービスの構築を進めることも課題となってきています。

さらに、認知症高齢者が増加することが見込まれていることから、認知症高齢者の特性に対応したケアの確立が急務であるとともに、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加への対応も喫緊の課題となっています。

本市においても、平成 18 年 10 月 1 日現在 27.1%であった高齢化率は、平成 23 年 10 月 1 日現在では 28.9%となり、平成 26 年には 32.4%と予想され、急速に高齢化が進展することが見込まれています。

平成 17 年の介護保険制度改革では、予防重視、地域密着型サービスの導入や地域包括支援センターの創設など新たなサービス体系が導入され、これにより地域包括ケアシステムの確立に向け第一歩を踏み出しました。本市においても、地域包括ケアシステムの確立を目指して、高齢者施策を展開しているところです。

平成 23 年の制度全般の見直しでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築が必要であるという考え方が示されました。

平成 26 年度末がこれまでの取り組みの一つの目標時期とされている中、第 5 期となる本計画においては、地域包括ケアシステムのさらなる推進とともに、高齢化のピークを迎えるとされる平成 37 年（2025 年）には、地域包括ケアが十分に機能している社会の実現を目指して本計画を策定するものです。

2 計画の法的位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に基づき策定することとなる「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づき策定する「市町村介護保険事業計画」の 2 つの計画を、老人福祉法第 20 条の 8 と介護保険法第 117 条の規定に基づき、一体的に策定するものとなります。

3 他計画との関連

本計画は、国、県の定める指針に沿って策定するとともに、「徳島県地域ケア体制整備構想」や「とくしま長寿プラン（徳島高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画）」等の高齢者の保健・医療・福祉に関する県計画とも整合性を持たせ、推進するものです。

また、高齢者への保健福祉対策は、保健・医療・福祉の各サービスが連携をもって有機的に機能する必要があるとともに、保健・医療・福祉分野にとどまらず、広く行政全般にわたって関連してくることから、市の上位計画である「吉野川市総合計画後期基本計画」（平成 23 年度～平成 27 年度）と整合性を持たせ、十分な連携がとれるよう配慮します。

4 計画の期間及び見直し時期

「介護保険事業計画」は介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づき、3 年を 1 期として計画内容を見直す必要があります。

そのため、本年度、新たに平成 24 年度から平成 26 年度を計画期間とする本計画の策定を行います。

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------|------------------------------------|----------|-------------|------------------------------------|----------|----------|
| 現在の計画 | 吉野川市高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画【第 4 期】 | | | | | |
| 次期の計画 | | | 見直し 計画策定 | 吉野川市高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画【第 5 期】 | | |
| | | | | | | |

5 計画策定体制

本計画の策定にあたり、「吉野川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、平成23年8月から平成24年2月まで計4回の審議を行いました。

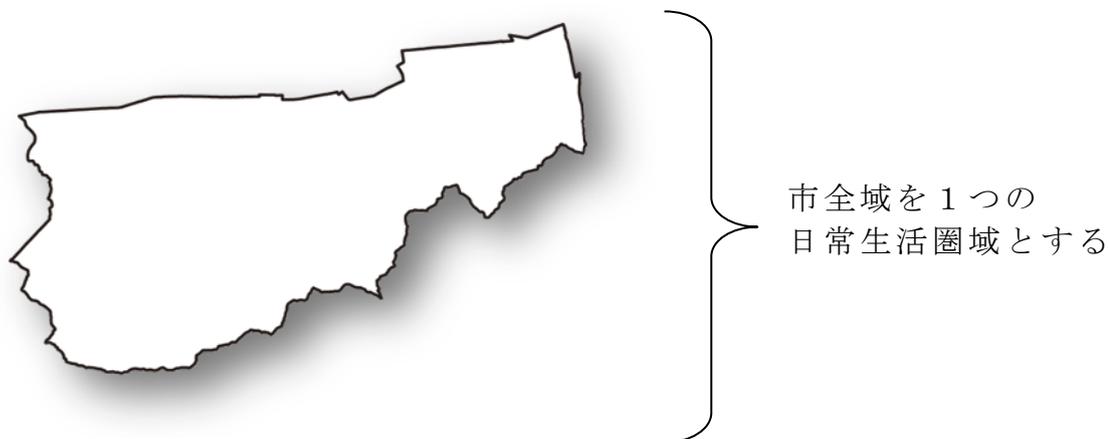
この委員会は、学識経験者や各種団体役員、保健・医療・福祉の関係者の他に、公募した第1号被保険者・第2号被保険者の方にも委員として参画いただき、幅広い意見の集約を行いました。

6 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して保険者が定める区域となっています。

本計画期間においても、前期計画に引き続き市全域を1つの日常生活圏域としますが、各地域の実情に応じた施策を展開していきます。

また、「地域包括ケアシステム」の構築について段階的な取り組みを推進する上で、今後のサービス基盤整備、人口、高齢化等の状況を見極めながら、第6期計画以降に圏域の再分割についても検討を行います。



7 日常生活圏域ニーズ調査について

計画の策定に向けて、65歳以上の高齢者及び認定者（要支援1～2）を対象に、生活状況や心身機能、今後の利用意向等を把握するため、国が示した日常生活圏域ニーズ調査項目に準じたアンケート調査を実施しました。

| 配布数 | 回収数 | 回収率 |
|--------|--------|-------|
| 2,000件 | 1,741件 | 87.1% |

第2章 高齢者等の現状と将来像

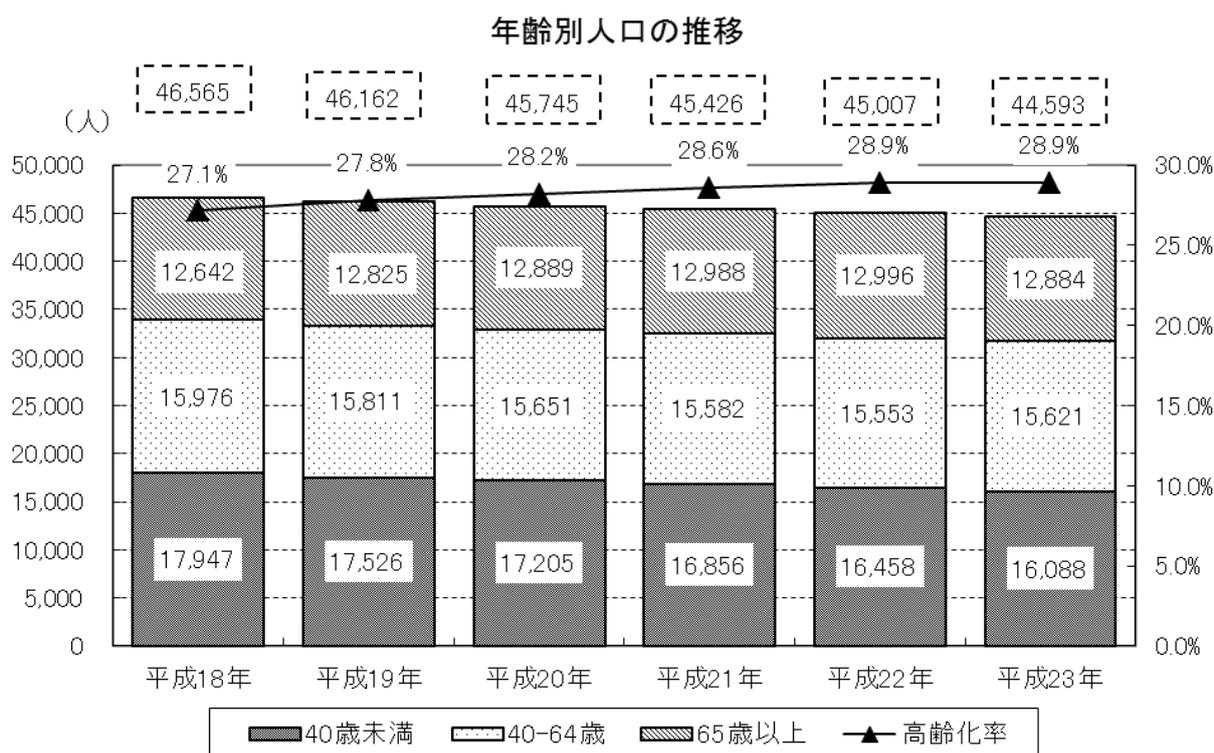
1 高齢者等の現状

(1) 人口・高齢化率の推移

本市における平成23年10月1日現在の総人口は44,593人となっており、平成18年度以降、減少傾向となっています。

年齢別にみると、40歳未満及び40～64歳は減少傾向になっているのに対し、65歳以上は増加傾向となっています。

このため高齢化率(総人口に占める65歳以上の割合)は上昇傾向となり、平成23年10月1日現在28.9%となっており平成18年と比べ1.8%増加し高齢化が進行しています。



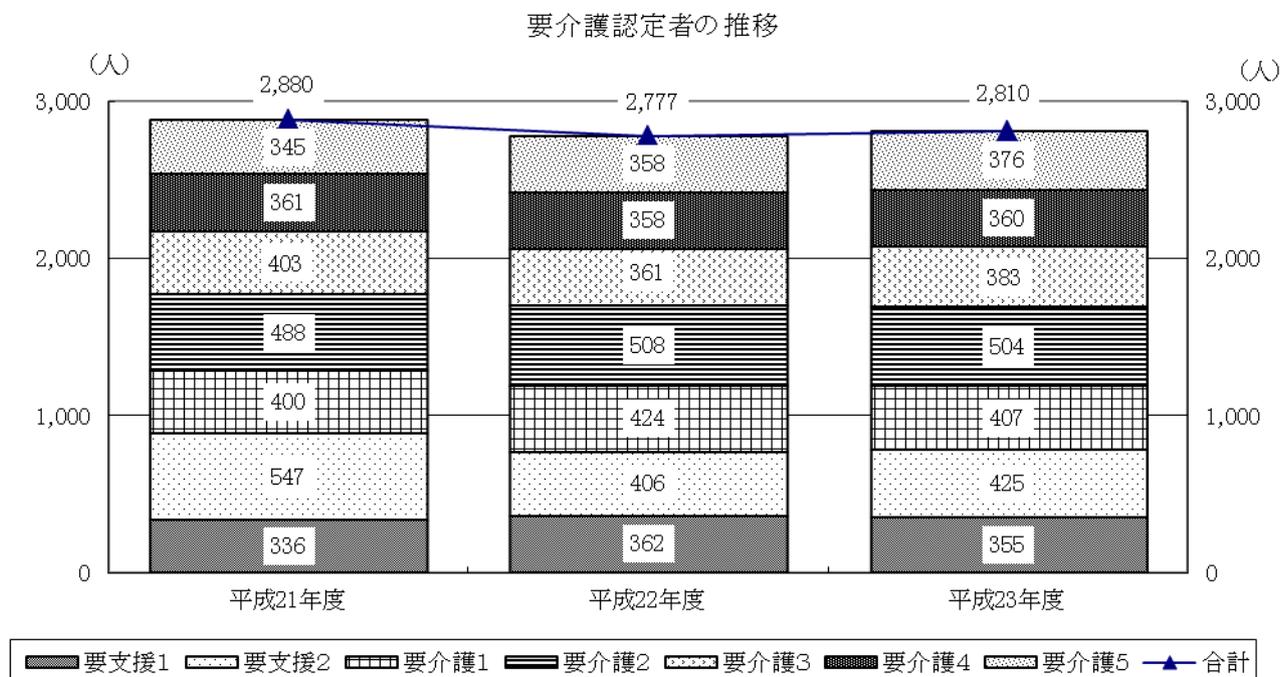
(2) 要介護認定者の推移

認定者数の現状をみると、平成 21 年度から平成 22 年度にかけて減少し、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて増加しています。

(単位：人)

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 要支援 1 | 336 | 362 | 355 |
| 要支援 2 | 547 | 406 | 425 |
| 要介護 1 | 400 | 424 | 407 |
| 要介護 2 | 488 | 508 | 504 |
| 要介護 3 | 403 | 361 | 383 |
| 要介護 4 | 361 | 358 | 360 |
| 要介護 5 | 345 | 358 | 376 |
| 合計 | 2,880 | 2,777 | 2,810 |

※各年 10 月 1 日現在



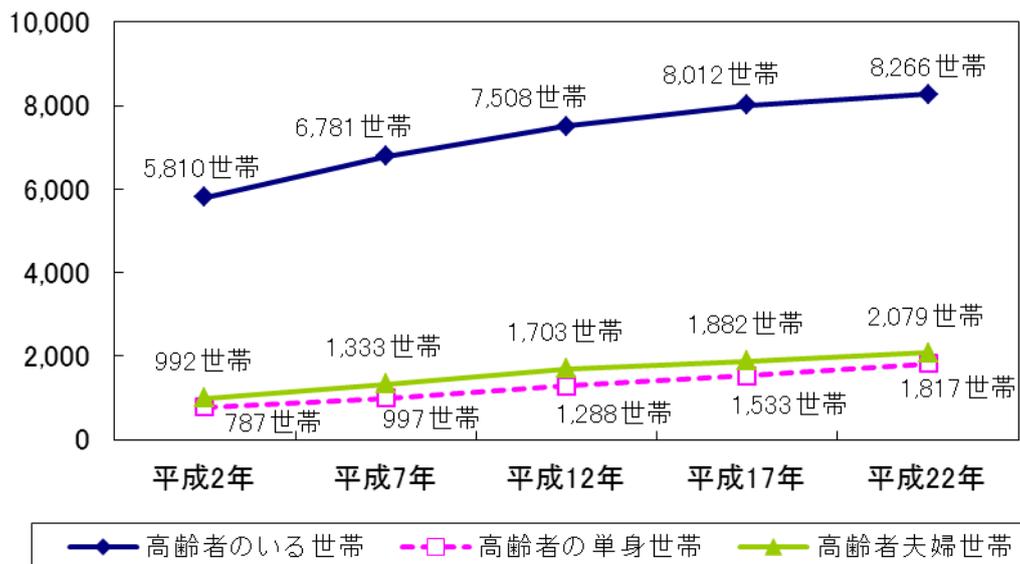
(3) 高齢者のいる世帯の状況

平成22年の国勢調査結果で、「高齢者のいる世帯」8,266世帯、「高齢者の単身世帯」1,817世帯、「高齢者夫婦世帯」2,079世帯となっており、年々増加傾向となっています。

高齢者の世帯に対する、地域での見守り活動や災害時の対策等、安心して暮らせるための仕組みづくりが必要となっています。

| | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 高齢者のいる世帯 | 5,810世帯 | 6,781世帯 | 7,508世帯 | 8,012世帯 | 8,266世帯 |
| 高齢者の単身世帯 | 787世帯 | 997世帯 | 1,288世帯 | 1,533世帯 | 1,817世帯 |
| 高齢者夫婦世帯 | 992世帯 | 1,333世帯 | 1,703世帯 | 1,882世帯 | 2,079世帯 |

資料：国勢調査



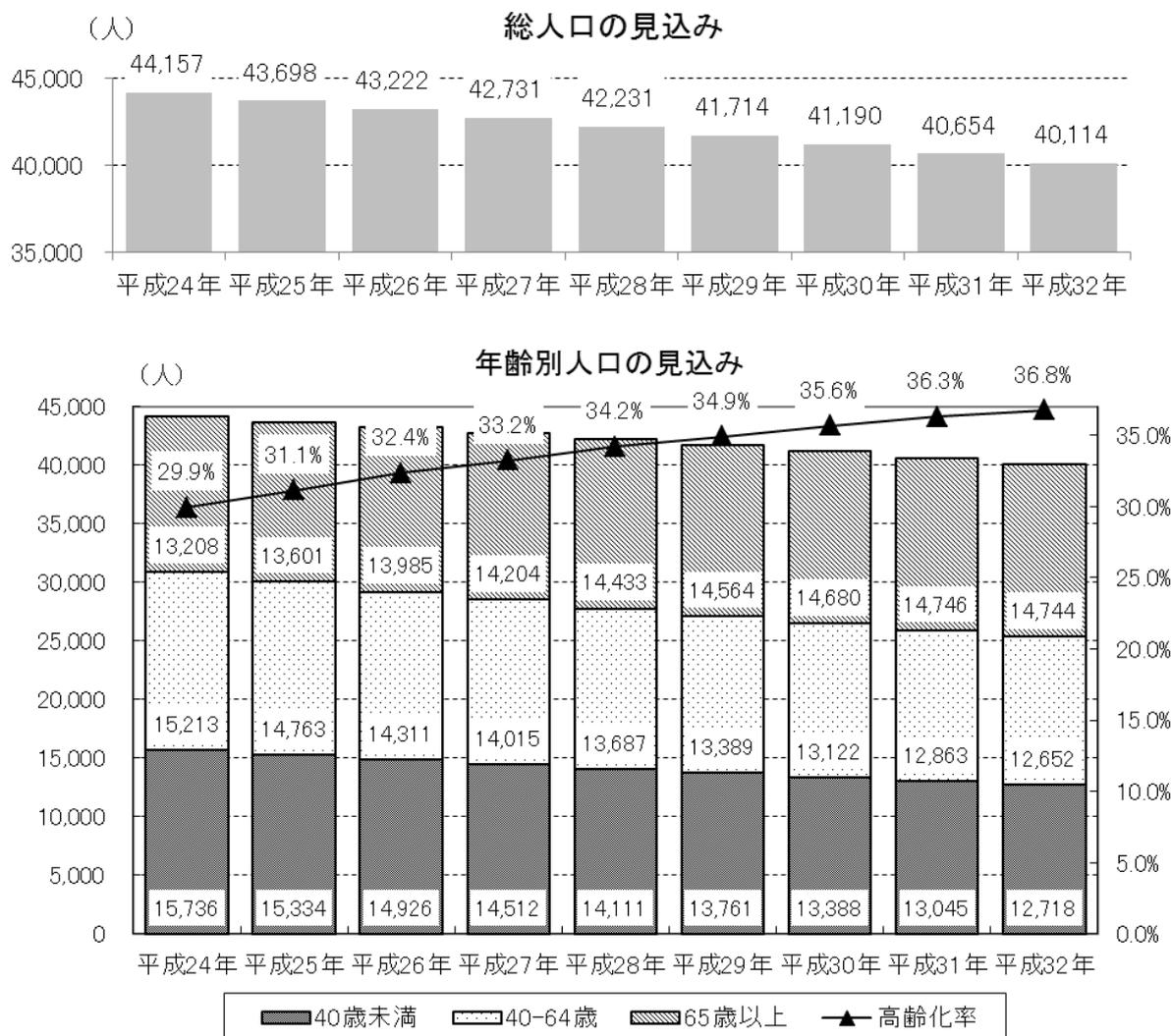
2 高齢者等の将来像

(1)人口・高齢化率の推計

平成18年から23年の住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法*を用いて平成32年まで人口推計を行いました。

総人口をみると、今後減少し続ける見込みとなっています。

年齢別にみると、65歳以上の人口は増加し続ける見込みとなり、本計画の最終年である平成26年の高齢化率は32.4%となり、平成23年10月1日現在28.9%と比較して3.5%増加する見込みとなっています。



※コーホート変化率法とは

「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法となります。

ここでいう「コーホート」とは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指します。例えば、平成16年4月2日～17年4月1日生まれのコーホートは、平成19年4月1日時点で満2歳、平成23年4月1日時点で満6歳となり、平成23年度の小学1年生となる人々の集団となります。

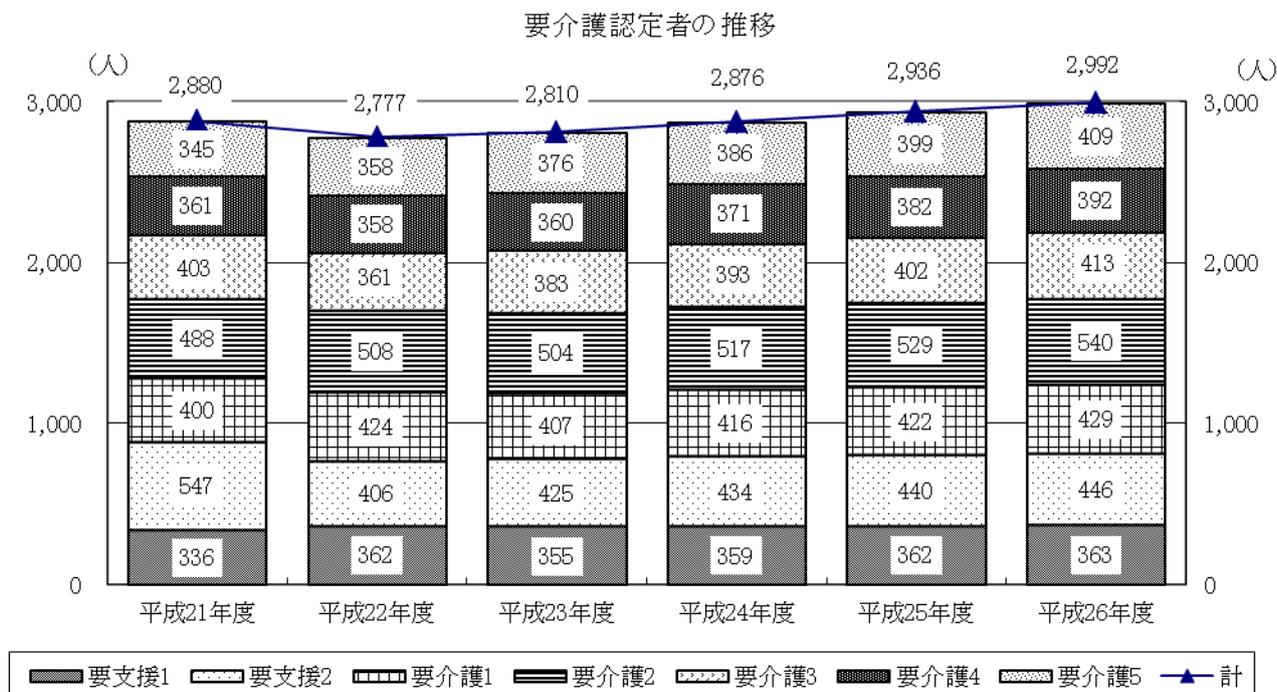
(2) 要介護認定者数の推計

平成 23 年 10 月 1 日現在の要支援・要介護認定率をもとに、平成 26 年度までの要支援・要介護認定者数を推計しました。

高齢者の増加に伴い、認定者数の増加が見込まれます。平成 26 年度の認定者数は 2,992 人となっており、平成 23 年度と比較すると 182 人の増加となっています。

(単位：人)

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 要支援 1 | 336 | 362 | 355 | 359 | 362 | 363 |
| 要支援 2 | 547 | 406 | 425 | 434 | 440 | 446 |
| 要介護 1 | 400 | 424 | 407 | 416 | 422 | 429 |
| 要介護 2 | 488 | 508 | 504 | 517 | 529 | 540 |
| 要介護 3 | 403 | 361 | 383 | 393 | 402 | 413 |
| 要介護 4 | 361 | 358 | 360 | 371 | 382 | 392 |
| 要介護 5 | 345 | 358 | 376 | 386 | 399 | 409 |
| 合計 | 2,880 | 2,777 | 2,810 | 2,876 | 2,936 | 2,992 |



第3章 計画の基本構想

1 基本理念

本計画は、第3期、第4期計画の延長線上に位置付けられ、平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画となることから、本計画の基本理念は、第4期計画に引き続き、「生き生きと安心して暮らせるまちづくり」を掲げ、取り組んでいきます。

基本理念：生き生きと安心して暮らせるまちづくり

2 重点目標

I. 介護予防及び生活習慣病予防の推進

高齢者が生きがいをもって暮らすために、介護予防を重視し、個人の生涯にわたる主体的な健康づくりを社会全体として支援していく環境整備を推進します。

II. 地域包括ケアシステムの構築に向けて

高齢になっても、介護が必要となっても、地域の中で安心して暮らしていけるよう、地域住民の連携による福祉コミュニティを構築し、さらに各関係機関等との連携が充実した『地域包括ケアシステム』の構築に向けた取り組みを推進します。

III. 地域における安全で安心な生活の確保

一人暮らし、若しくは認知症や要介護状態であっても、住み慣れた地域で自立した生活を続けることが出来るよう、地域の中で支えながら安全で安心して暮らしていける体制を構築します。

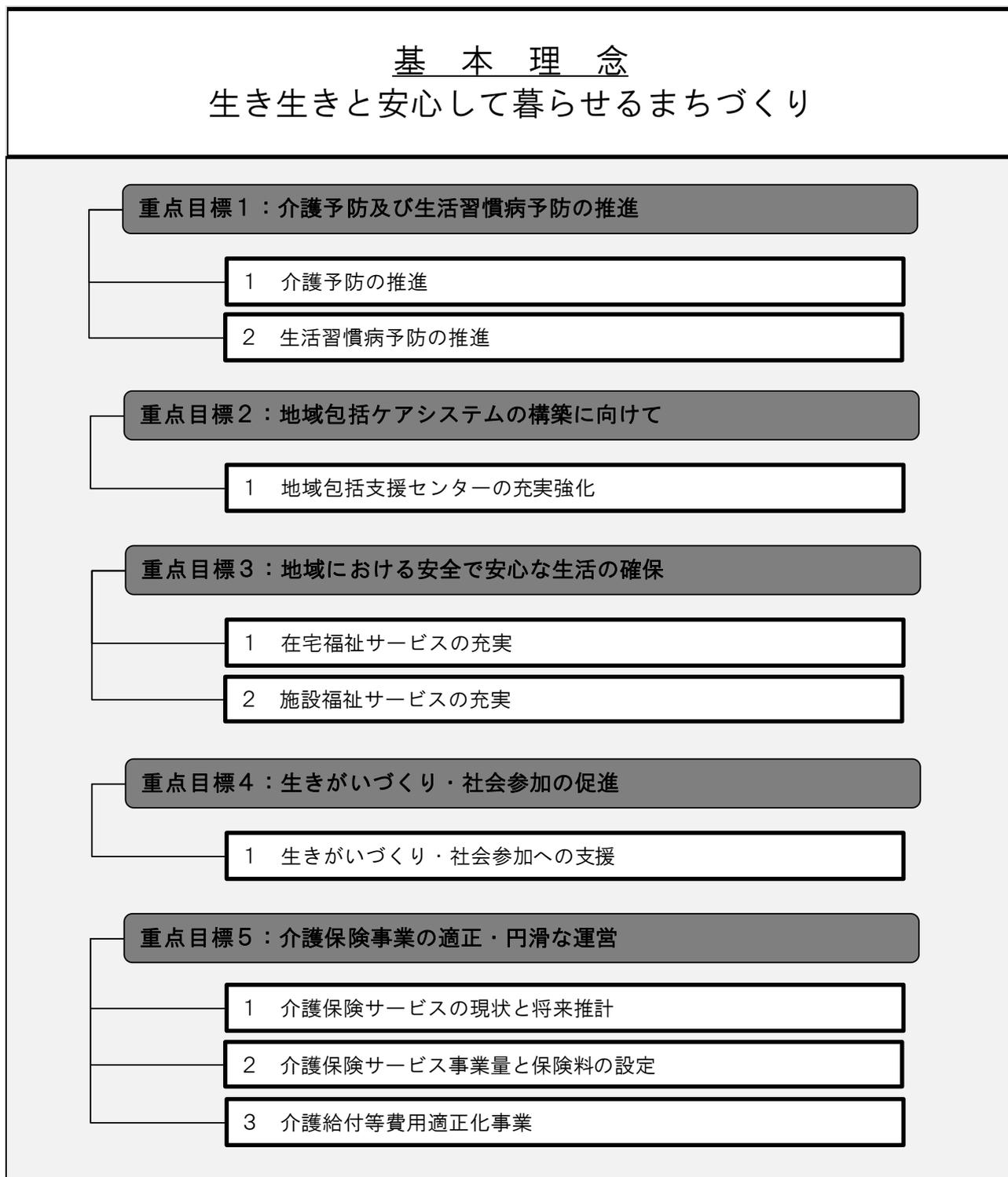
IV. 生きがいつくり・社会参加の促進

団塊の世代が高齢者になることにより、一層多様化する高齢者のライフスタイルやニーズに対応した生きがいつくり、社会参加、社会貢献、就労等の活動を推進します。

V. 介護保険事業の適正・円滑な運営

介護保険制度を将来に渡り安定的で持続可能なものにし、市民にとって利用しやすい仕組みとするため、市の機能強化の取り組みを推進します。

3 施策体系図



第4章 介護予防及び生活習慣病予防の推進

1 介護予防の推進

要支援・要介護状態になることの予防、要支援・要介護状態の軽減・悪化防止を目的とした介護予防の講座や講演会、専門職による訪問指導・相談などを行います。

介護予防事業には、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象とする二次予防事業と、すべての高齢者を対象とする一次予防事業があります。

(1) 一次予防施策

全ての第1号被保険者を対象とする事業については、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらの活動に参加し、介護予防に向けた取り組みを実施する地域社会の構築を目的としています。介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を実施します。

① 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、筋力アップ教室をはじめ、パンフレットの作成・配布、各利用者の介護予防事業の実施の記録等を記載する介護予防手帳の配布等を実施します。

また、高齢者の健康づくりや認知症の予防等をテーマに講演会を実施します。

・ 運動器の機能向上事業（筋力アップ教室「パワー・デイ」）

高齢者に転倒しない身体づくりや積極的な運動等を習慣づけてもらうため、水中運動やマシーントレーニングを利用した筋力アップ教室を実施しています。

事業評価

筋力アップ教室「パワー・デイ」では、コースを増やすことで運動に関心がある高齢者の参加を多数得ることができました。利用者には下肢筋肉や体力の向上が見られたことから、体力づくりとなる運動を心がけてもらうきっかけになったと思われま。

事業利用後も引き続き自らが「筋力アップ」に取り組んでもらうための啓発を続けていく必要があります。

今後の方向性

高齢者自らが進んで体力作りに取り組み、運動習慣を身に付けることの大切さを意識してもらえるきっかけとなるように、引き続き事業を実施します。

さらに、利用者の満足度調査等を行い、意見を取り入れることで、より一層充実した事業内容となるよう、取り組んでいきます。

② 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や、地域で開催される介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業等を実施します。

・ 介護予防教室

各地域において活動している団体やグループと連携し、高齢者の健康チェック、介護予防体操、栄養改善、口腔ケア等を中心とした介護予防教室を開催しています。

事業評価

介護予防教室は、小地域で開催されていることから、地域の高齢者が気軽に参加できる教室となっています。地域の自主活動グループに対して、介護予防の支援や高齢者の社会参加の場を継続的に支援しています。

今後の方向性

地域組織の自主活動が積極的に行われるように、また高齢者自身の介護予防・健康管理の場として、成り立っていくよう引き続き支援を行います。

・ 介護サポーター養成講座

地域において介護予防の自主活動を展開するリーダー及びボランティアとなる人材を養成するため、「介護予防サポーター」の育成に努めています。

事業評価

介護予防サポーターの育成では、専門的な知識・技術を習得したサポーターの育成を行っています。フォローアップ研修では、新しい知識の習得や介護予防の必要性を改めて確認していただくことができました。

介護予防に関し、自主的に活動する人材を育成できたことから、介護予防教室等での活躍が期待されています。

介護予防サポーターの人材確保や、サポーターとして活躍できる様々な機会を提供できるよう、努めていく必要があります。

今後の方向性

介護予防サポーター(認知症サポーター)は、各地域社会において自主的な介護予防活動が展開されるために不可欠な存在であることから、サポーター養成を引き続き実施していきます。

③ 一次予防事業評価事業

原則として、年度ごとにプロセス評価を中心に事業評価を実施し、現状・成果・問題点等を分析して、事業の改善を図ることとしています。

(2) 二次予防施策

65 歳以上の高齢者で近い将来に何らかの介助が必要となる可能性のある方を対象に、通所又は訪問により、要支援・要介護状態になることを予防又は状態の軽減若しくは悪化の防止を目的とした、介護予防に資する事業を実施します。

① 二次予防対象者把握事業

65 歳以上の高齢者を対象に実施する基本チェックリストの結果により、生活機能が低下し、要介護状態になる可能性の高い高齢者（二次予防事業対象者）の把握を行っています。

事業評価

基本チェックリストを 65 歳以上高齢者全員（要支援・要介護認定者を除く）に送付し、生活状況等の細かな情報を得ることができました。

基本チェックリストの実施方法や回収率の向上、結果に応じたアドバイスをどのように行っていくかが課題となります。

今後の方向性

高齢者の実態把握として基本チェックリストは有効と考えられることから、関係機関の協力を得ながら、より正確な情報収集に努めるとともに、調査結果を介護予防のために有効活用できるような方策を検討していきます。

② 通所型介護予防事業

二次予防事業対象者に、介護予防を目的とした「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」等身体機能の改善に効果があると認められるプログラムを実施します。

事業評価

基本チェックリストの結果及び訪問等による調査から、身体機能が低下している者を対象に、運動器を中心とした介護予防事業に参加することで、機能回復に取り組みました。

今後の方向性

対象者が事業に参加しやすいよう配慮するとともに、委託先事業所と協議をしながら訓練プログラム内容の充実を図り、より効果的な機能回復訓練の実施を図っていきます。

③ 訪問型介護予防事業

基本チェックリストにより把握された閉じこもり、認知症、うつ等の恐れのある（又はこれらの状態にある）二次予防対象者に、保健師等がその者の居宅等を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施します。

④ 二次予防事業評価事業

各市町村が介護保険事業計画において定める「介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値」に照らした達成状況の検証を通じ、二次予防施策の事業評価を実施します。

2 生活習慣病予防の推進

生活習慣病を予防するために「健康寿命の延伸」「早世の減少」「生活の質の向上」を目指して、市民、地域、行政が一体となって本市の特性や実態に応じた具体的な目標を示し、生涯を通じた健康づくり運動を進めていくために「健康よしのがわ 21 計画」を策定し、「健康づくりの主役は“市民”です」を合言葉に事業展開しています。

本計画では、「健康よしのがわ 21 計画」と連携しつつ、疾病を予防する「一次予防」を基本方針とし、「健康手帳の交付」「健康教育」「健康相談」「健康診査」「訪問指導」の 5 事業を展開し、生活習慣病予防に繋げております。

(1) 健康手帳の交付

各種健診の受診歴や血圧測定等の記録が出来る健康手帳を交付しています。健康づくりのポイントについての説明等も記載されており、記録と併せて健康管理に役立てることが出来ます。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 (見込み) |
|--------|--------|--------|-----------------|
| 件数 (件) | 20 | 14 | 20 |

事業評価

平成 20 年度の医療制度改革により、各保険者が対象者について生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導を実施することになったため、従前の健康手帳の交付は減少しています。

今後の方向性

今後も引き続き事業を実施し、住民が自分自身で健診結果を管理し、生活習慣病予防に役立てることができるよう内容を検討していきます。

(2) 健康教育

集団健康教育は、内臓脂肪症候群、生活習慣病、歯周疾患、骨粗しょう症予防に関する健康教育、病態別健康教育等を実施しています。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 (見込み) |
|----------|--------|--------|-----------------|
| 実施回数 (回) | 28 | 20 | 20 |
| 参加人数 (人) | 660 | 533 | 600 |

事業評価

糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の検診結果に基づいた健康教育を実施しましたが、健康状況に個人差があり検診結果の改善につながらない人が多くなっています。個別性を重視した保健指導や健康学習が必要となっています。

今後の方向性

健康教育について単に知識を普及するだけでなく、保健行動の変化につなげることができるよう方法や内容について検討しながら、住民とともに学習していきます。

(3) 健康相談

健康相談は、対象者の心身の健康に関する事項について、指導・助言を行い、とくに、高血圧、脂質異常、糖尿病について、病状別に指導・助言を行っています。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 (見込み) |
|----------|--------|--------|-----------------|
| 実施回数 (回) | 10 | 30 | 30 |
| 参加人数 (人) | 15 | 169 | 200 |

事業評価

検診結果に基づく個別相談を実施しています。
糖尿病等生活習慣病を重点的に事業実施していることから、住民の保健行動の変化により重病化予防につながっています。

今後の方向性

今後も引き続き事業を実施していきます。

(4)健康診査（特定健康診査）

生活習慣病予防の一環として、健康状態をチェックし、疾病の早期発見のために実施しています。また、診断の結果、医療機関への受診勧奨や生活改善指導なども行っています。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 (見込み) |
|---------|--------|--------|-----------------|
| 受診者数（人） | 54 | 67 | 70 |

事業評価

健康推進課では、健康増進法施行規則第4条の2に基づく健康診査を実施していますが、生活習慣病治療中のためか健診受診率は低くなっています。

今後の方向性

保健指導を実施し、健康支援をするために健康診査の受診率向上を図ります。また、健康診査の目的等について周知し、新規受診者の増加に努めるとともに、継続受診により早期対応を図っていきます。

(5) 訪問指導

65歳未満の方で、心身の状況や置かれている環境等から療養上の保健指導が必要と認められる方に対して、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図るために、保健師、管理栄養士等による訪問指導を実施しています。

中でも、生活習慣病の早期発見・早期治療の勧奨や糖尿病、高血圧等の生活習慣病の重症化予防について働きかけています。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 (見込み) |
|---------|--------|--------|-----------------|
| 実施者数(人) | 141 | 240 | 280 |

事業評価

生活習慣病予防をめざし、検診結果や療養状況をもとに訪問指導を実施しています。住民の方の生活背景・環境についての的確な把握が可能になり、対象者や家族に適正な保健指導を実施できています。

今後の方向性

今後も引き続き事業を実施し、生活習慣病予防を図っていきます。

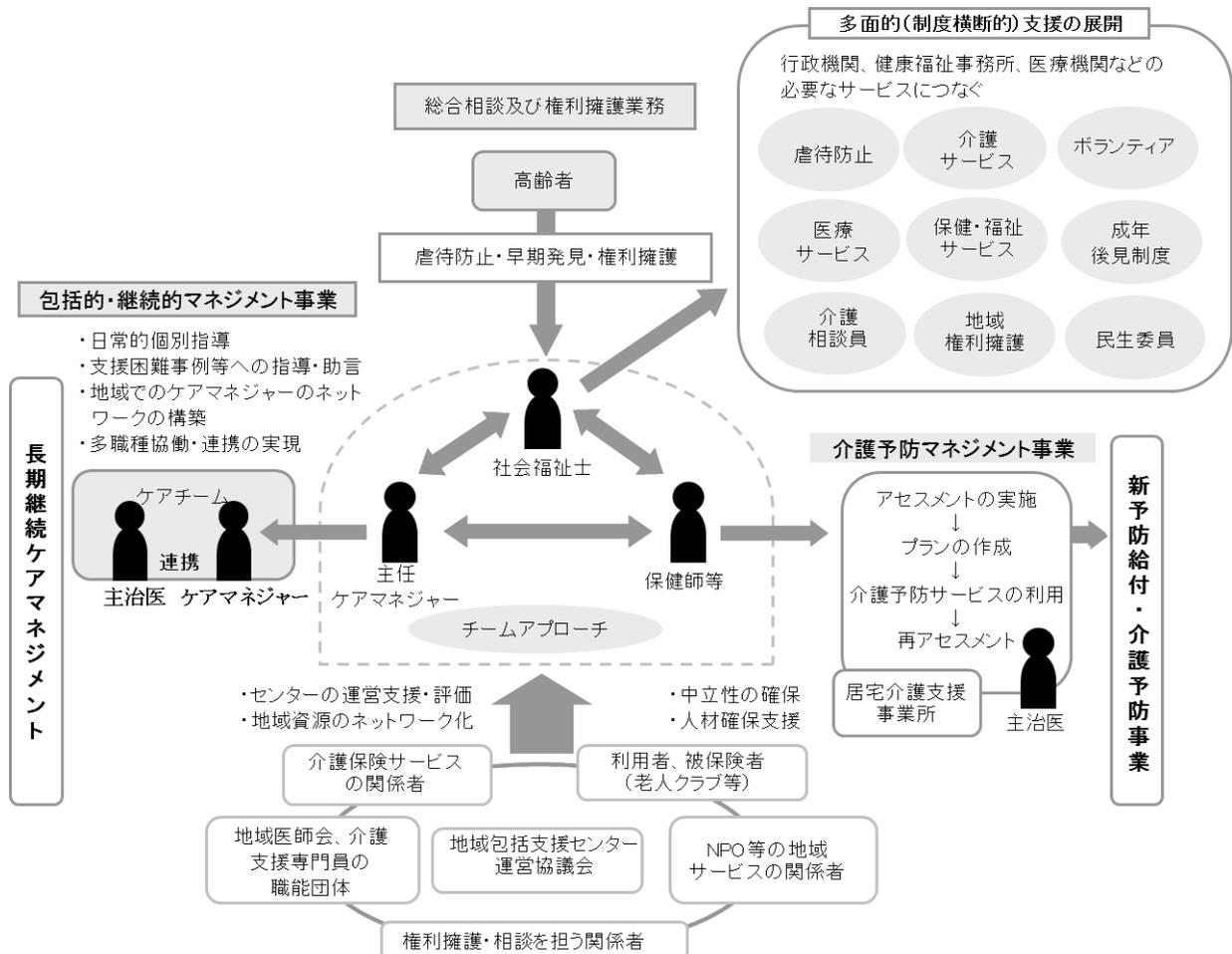
第5章 地域包括ケアシステムの構築に向けて

1 地域包括支援センターの充実強化

高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならない予防対策、高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービス等、様々なサービスを高齢者の状況の変化に応じ切れ目なく提供することが必要です。

このため、平成18年4月より地域における総合的な保健医療サービス及び福祉サービスの提供を行い、包括的・継続的ケアマネジメントシステムを構築するために、地域包括支援センターを直営で運営しています。

地域包括支援センターは、「地域包括ケアシステム」を構築するための中核機関として重要な役割を担っています。ネットワークを構成する人や、組織、機関など社会資源の発掘、それらに対するネットワーク構築への働きかけなど、その果たす役割は大きくなっており、今後、地域包括支援センターの働きをより一層充実させていく必要があります。「わかりやすく、利用しやすい相談窓口」を目標に、高齢者の身近な機関として周知を行い、体制整備を図っていきます。

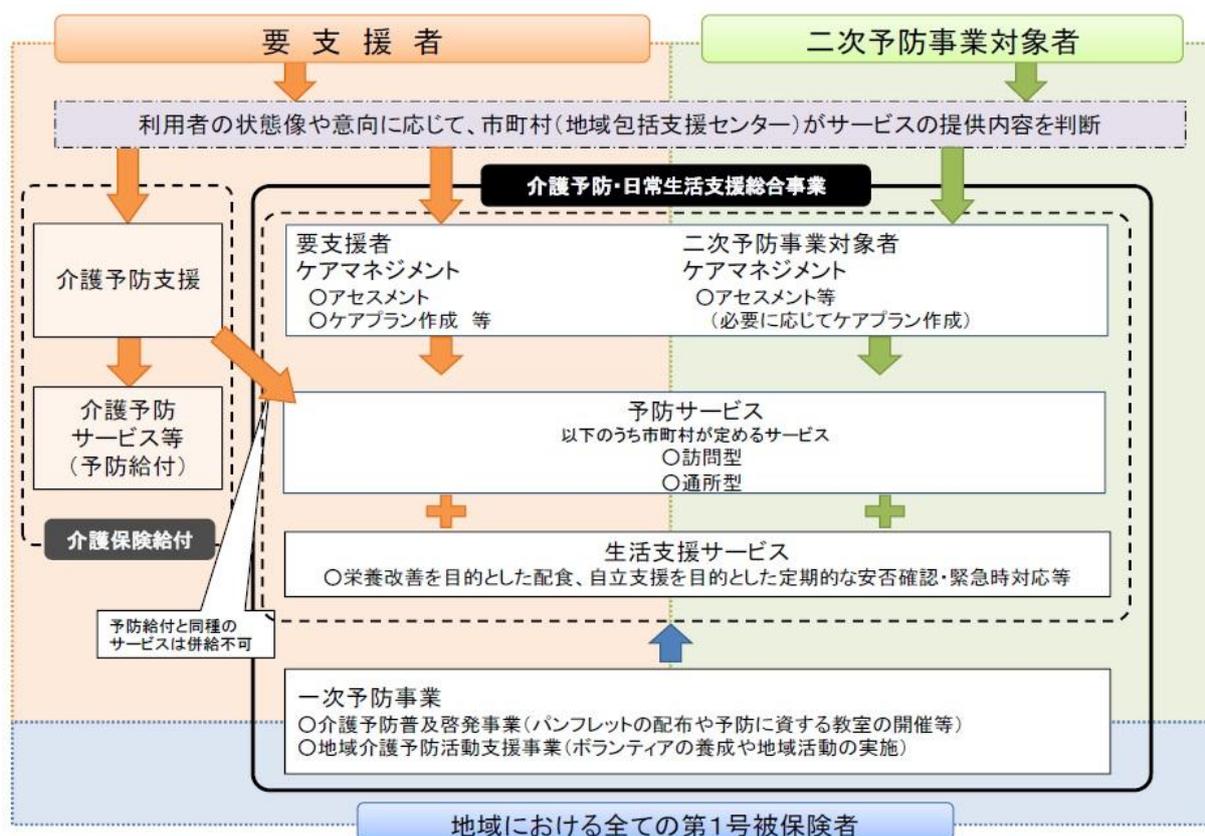


(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業とは、市町村の主体性を重視し、地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を、市町村の判断により、総合的に提供することができる事業であり、要支援と非該当とを行き来するような高齢者等に対して、総合的で切れ目のないサービスを提供することが可能となります。

本市では地域包括ケアシステムの充実と地域活力の向上を図るため、関係機関との連携を密にし、実施内容等の検討を十分に行い、事業実施に向けた体制づくりに取り組んでいきます。

【介護予防・日常生活支援総合事業のイメージ】



介護保険最新情報 Vol237 より

(2) 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者が要介護状態になることを防ぎ（発生を予防する）、要介護状態となっても状態が悪化しないようにする（維持・改善を図る）ため、二次予防事業対象者や要支援1又は2と認定された人に対し、介護予防事業や介護保険サービス等の紹介・利用の支援およびケアプランの作成を行っています。

事業評価

二次予防事業の対象者把握事業によりスクリーニングされた二次予防事業対象者に対して、個々の身体状況、生活状況を確認し、介護予防ケアマネジメント（個別サービス計画）を作成しています。それに基づいて二次予防事業が効果的かつ円滑に実施できるよう、個々にあわせたプログラムの実施を進めていくことが必要になります。

今後の方向性

今後についても、二次予防事業対象者が地域で自分らしく生活できるよう、対象者に合わせた介護予防ケアマネジメントを作成しプログラムの実施につなげます。対象者の同意のもと委託事業所と連携し、適宜プログラムの見直しをおこない、対象者にとって適切なサービスが提供できるよう努めていきます。

(3) 総合相談支援事業

訪問活動等により、高齢者を取り巻く保健・医療・福祉・介護に関する様々な相談を受けています。そして、その人の心身状況や生活の実態を把握し、適切な制度・事業やサービス等の紹介、さらに利用につなげる等の調整や支援を行っています。また、成年後見制度の紹介や活用促進、虐待への対応等、高齢者の権利擁護のための支援を行っています。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 (見込み) |
|---------|--------|--------|-----------------|
| 相談件数（件） | 150 | 169 | 170 |

事業評価

高齢者の身の回りで発生する様々な問題に対して相談に乗り、適切なサービスを提供や、問題解決に必要な関係機関に紹介するなどして、相談者の抱える不安を解消するためのサポートを行いました。

今後の方向性

継続的・専門的な支援ができるようにさまざまな関係機関とのネットワークを構築し、協力体制を整え、高齢者が安心して生活を送る事ができるよう、引き続き支援します。

また、高齢者等が気軽に相談ができるような相談窓口の開設、及び周知に努めます。

(4) 権利擁護事業

① 高齢者虐待等への対応

高齢者虐待の防止、迅速かつ適切な保護及び支援を行うため、吉野川市高齢者虐待防止ネットワーク協議会により、市内の関係機関、団体等との連携の強化及び民間団体の支援等必要な体制の整備に努めています。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 (見込み) |
|------------|--------|--------|-----------------|
| 身体的虐待(件) | 3 | 2 | 0 |
| 経済的虐待(件) | 3 | 1 | 1 |
| 心理的虐待(件) | 0 | 0 | 1 |
| 介護放棄・放任(件) | 1 | 0 | 0 |

事業評価

虐待疑いの事例に対して定期的に訪問するなどして、見守りを続けるとともに情報収集に努め、状況の改善に向けて関わりを深めるように努めています。

今後の方向性

高齢者虐待は、相談件数だけでなく潜在的なケースがかなりの件数に上ると推察されます。虐待を発見するためには第三者からの情報提供が重要になることから、相談窓口を周知するとともに、関係機関の連絡網の整備に努めます。高齢者虐待は十分な調査と配慮が必要になり、介入後も適切な対応を求められることとなります。「吉野川市高齢者虐待防止ネットワーク協議会（マニュアル）」を有効に機能させることで関係機関との連携を強化し、虐待の早期発見・防止・解決に向けて取り組みます。

② 成年後見制度の活用

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で必要と認める場合には、成年後見制度の利用助言及び申し立てに係る審判の請求手続きやその経費についての助成を行います。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 (見込み) |
|---------|--------|--------|-----------------|
| 助成件数（件） | 0 | 1 | 1 |

事業評価

自身による判断能力が不十分な者に対して、法律行為を助ける者を家庭裁判所が選任し、本人の権利を守るもので、制度の利用が必要と思われる者にアドバイス等をするとともに、必要に応じて市長による審判の請求を行い、高齢者の権利擁護に努めました。

今後の方向性

成年後見制度利用を推進するために、広報等により広く市民に周知するとともに、制度の説明や申し立て手続きに係る助言を行います。

また、市長申し立てに該当するケースがあった場合、速やかに申し立てを行い、高齢者の権利擁護に努めます。

③ 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否、或いは家族が支援拒否をする場合等の困難事例については、配置されている専門員及び各関係機関との連携により、地域包括支援センター全体で対応を検討し必要な支援を行います。

事業評価

地域包括支援センターが中心となって、関係機関と共同で対応を図り、問題の解決、現状の改善などを行うことができました。

今後の方向性

関係機関との連携を密にし、引き続き困難事例の解決に努めます。複雑化している事例が多く、介入に当たっては細心の注意を図る必要があり、解決・改善に向けて長期に渡ってサポートできる体制を整えるよう努めます。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

① 包括的・継続的なケア体制の構築及び活用

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制の充実に努めます。

また、地域における介護予防教室や交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動等介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を強化します。

事業評価

地域において施設と在宅を通じた包括的・継続的なケアを実践するために、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築することができました。

また、居宅介護支援事業所のケアマネジャーを支援するための研修会を開催し、意見交換等を通じて情報を共有するように努めました。

今後の方向性

地域包括支援センターにおいて在宅・施設において包括的・継続的なケアを実践できる体制を作り、その体制の基でケアマネジャー等を個々に支援し、多種多様な機関とも連携を図りながら、高齢者を支える活動ができる環境整備を行います。

② 地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用

吉野川市介護支援専門員連絡会により、市内介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援し、介護支援専門員相互の情報交換等による資質の向上を図っています。

また、必要に応じて地域包括支援センターの専門員や関係機関とも連携し、事例検討や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行っています。

事業評価

管内の居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーを対象とした事例検討会や研修会を開催し、ケアマネジャー同士の連帯を深めることができました。また、様々な事例に対応するための情報交換の場となるネットワークを構築することができました。

今後の方向性

引き続き研修会等を開催し、ケアマネジャーがスキルアップできる環境を提供するとともに、多様な機関を取り込んだより充実したネットワークを構築し、より質の高いサービスを提供することができるような支援が行えるよう取り組みます。

③ 支援困難事例等への指導・助言

介護支援専門員が抱える支援困難事例等について、適宜、地域包括支援センターの各種専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導・助言をします。

事業評価

適宜に地域包括支援センターの各専門職が必要に応じて同行訪問し、地域の関係者、行政の関係機関などと連携を取りながら対応を図りました。また、事例検討をとおして意見を聞き、具体的に指導方針を検討し、助言を行ってきました。

今後の方向性

支援困難事例に対応するためには、様々な機関と連携する必要があるため、問題に直面した者が個々に対応することは負担が大きくなり、問題の解決が遅れる事が考えられ、日常において相談しやすい環境を整えることが必要です。

また、介護支援専門員自身の問題解決能力を高めることができるよう、支援する事に努めます。

(6) 家族介護支援事業

① 家族介護用品支給事業

高齢者を在宅で介護している家族の経済的、身体的負担の軽減を図るため、成人用紙おむつ等の介護用品を購入できる給付券を発行します。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 (見込み) |
|-----------|--------|--------|-----------------|
| 利用実人員 (人) | 30 | 36 | 40 |
| 利用延回数 (回) | 267 | 298 | 340 |

事業評価

在宅で高齢者を介護する者の経済的・精神的な負担軽減や、被介護者の衛生環境の向上が図られました。関係機関や広報等で周知を行った結果、利用者は増加している状況です。

今後の方向性

今後も広報や関係機関等を通じて事業を周知するとともに、事業の有効活用に努め、在宅で介護にあたる家族等の負担の軽減を図るため、引き続き事業を実施します。

② 家族介護慰労事業

施設や居宅介護サービスを利用しないで、重度の高齢者を在宅で介護している家族の精神的、経済的負担を軽減する事で労をねぎらうとともに、在宅生活の継続、生活状況の向上を図り、結果的にサービスの増大を抑えることを目的としています。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 (見込み) |
|----------|--------|--------|-----------------|
| 利用実人員（人） | 0 | 1 | 2 |

事業評価

要介護4又は5の介護認定を受けているが、何らかの理由により介護保険を利用せず在宅介護を行っている家族等に対して、慰労金を支給しました。

今後の方向性

広報等により制度の周知を行うとともに、関係機関等から情報収集を行い、制度該当者の把握に努めます。また、介護保険を利用しないことで適切な介護に至っていない場合は、その理由を十分に理解した上で、被介護者が十分なサービスを受けられるようアドバイスします。

③ 家族介護教室

高齢者を介護している家族や近隣の援助者等に対して、介護方法や介護予防について知識や技術を習得することで、要介護者が適切な介護を受けることができるよう支援します。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 (見込み) |
|----------|--------|--------|-----------------|
| 参加延人員（人） | 137 | 141 | 148 |
| 登録人数（人） | 63 | 65 | 68 |
| 開催場所 | 3箇所 | 3箇所 | 3箇所 |

事業評価

市民を対象に、介護するための技術や知識を習得する場を提供できました。また家族介護教室が介護者同士の交流の場となり、相談や情報交換をする事で、日頃抱えている不安や疑問を解消する事ができました。

今後の方向性

介護を行う者の負担を軽減し、在宅等生活を支援することからも、引き続き事業を実施します。また、介護教室を開催するにあたっては、広報等により周知するとともに、委託先事業所と連携を測り、より多くの市民が参加できるよう努めます。

④ 認知症高齢者見守り事業

認知症になっても家族や周囲の人の理解と気遣いがあれば、穏やかに住み慣れた地域で尊厳を持ち安心して暮らしていくことが可能です。そのためにも、認知症に対する正しい知識の普及・啓発活動に取り組む必要があります。本市では、「認知症100万人キャラバン」の趣旨に基づき、認知症サポーター養成講座を実施し、キャラバンメイトと連携して普及に努め、認知症に対する知識や意識の向上を目指します。

(7) 地域自立生活支援事業

① 高齢者住宅等安心確保事業

高齢者住宅等安心確保計画に基づき、鴨島呉郷県営住宅内のシルバーハウジング入居高齢者に対し、生活援助員を派遣し、高齢者の安否確認、生活相談等の支援を実施しています。このほか生活援助員は、健康保持・健康増進、一時的な家事援助、緊急時の対応、関係機関との連絡等の支援を行っています。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 (見込み) |
|----------|--------|--------|-----------------|
| 安否確認（件） | 4,347 | 5,432 | 5,900 |
| 緊急通報等（件） | 10 | 10 | 20 |
| 心配事相談（件） | 37 | 49 | 60 |

事業評価

生活援助員により、24時間体制での緊急通報や様々な相談事で各関係機関との連絡調整を図り、入居者が安心して日常生活を送れるよう支援する事ができました。また、レクリエーション等を通じ、入居者同士がコミュニケーションを図り、生きがいを持って生活できる環境を提供する事ができました。

今後の方向性

入居者が安心して日常生活を送ることができるように、また高齢者住宅のシステムを生かしたサービスが提供できるように、引き続き生活援助員を派遣します。

第6章 地域における安全で安心な生活の確保

1 在宅福祉サービスの充実

(1) 「食」の自立支援事業

虚弱で、身体的・精神的な理由で調理が困難な要援護高齢者等に対して、健康で自立した生活を送ることができるよう、栄養管理された食事を提供するとともに、訪問することによって、安否確認・状況把握をすること目的として実施しています。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 (見込み) |
|-------|--------|--------|-----------------|
| 利用実人員 | 43 | 44 | 40 |
| 利用延回数 | 2,818 | 2,612 | 2,360 |

事業評価

調理する事が困難で食事が偏りがちになる高齢者に対して、栄養バランスのとれた食事を提供する事で、健康を維持し、暮らしなれた環境で生活ができるよう援助することができました。

また、配食を本人に直接手渡し、安否確認を行うことで見守りもできています。

今後の方向性

利用者の生活実態を十分に踏まえ、適切な事業運営を図りながら引き続きサービスの提供を行います。また広報等を利用し、制度の周知にも努めます。

(2) 軽度生活援助事業

要介護・要支援に該当しない、虚弱で日常生活に援助を必要とする一人暮らしの高齢者等に対して、ホームヘルパーを派遣し、要介護状態への進行を防止することを目的として実施しています。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 (見込み) |
|-------|--------|--------|-----------------|
| 利用実人員 | 10 | 7 | 7 |
| 利用延回数 | 377 | 225 | 220 |

事業評価

介護保険の認定には至らないが、日常生活において何らかの支援が必要な高齢者に対し、ホームヘルパーを派遣することで、掃除、買い物など日々の生活で発生する負担を軽減し、自立した生活が送れるよう援助する事ができました。

今後の方向性

自立支援の目的からも、要介護状態への進行防止につながるような支援を行うとともに、介護保険への移行を見極めながら引き続きサービスの提供を行います。

(3) 緊急通報体制等整備事業

慢性的な疾病等により、常時見守りを必要とする一人暮らし高齢者及び重度身体障害者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等に迅速かつ適切な対応を図り、安心・安全を提供することを目的に実施しています。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 (見込み) |
|------|--------|--------|-----------------|
| 整備件数 | 202 | 182 | 180 |

事業評価

在宅で生活をする病弱な高齢者に対し、日常生活を送る中に安心を提供する事ができました。また、緊急通報時には速やかに親族等に連絡を取ること
で、救急搬送につなげる適切な対応が図れました。

今後の方向性

高齢者が増加する中で、事業利用対象者も増加することが見込まれます。
定期の安否確認や、緊急時に適切な対応を図ることにより、高齢者が安心して
日常生活を送れるよう、引き続きサービスを提供します。

また、広報等による周知や、緊急通報装置の設置対象となる者の把握にも
努めます。

(4) 高齢者住宅改造助成事業

身体の虚弱化等により、日常生活で何らかの介助を要する高齢者のいる所得税
非課税世帯において、トイレ、手すり、風呂、段差の解消等の助成を行います。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 (見込み) |
|----------|--------|--------|-----------------|
| 改造件数 (件) | 0 | 0 | 0 |

事業評価

事業の利用者は少ない状況にありますが、高齢者の人口の増加にともなっ
て、身体が虚弱化しても自宅に留まりたいと希望する、在宅で介護が必要な
高齢者がますます増加すると予想されます。

今後の方向性

年をとっても住み慣れた住宅で安心して自立して暮らしたいというのが、
高齢者の願いです。この願いを可能なものにするためにも、住宅改造助成事
業の周知に努めます。

2 施設福祉サービスの充実

(1) 養護老人ホーム

65歳以上の高齢者で、身体上・精神上、または経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な人を対象として、日常生活上必要なサービスを提供する施設です。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 (見込み) |
|---------|--------|--------|-----------------|
| 入居者数(人) | 86 | 82 | 84 |

事業評価

核家族化や高齢化に伴うひとり暮らし、及び低所得高齢者の増加により常に満床状態にあります。ここ数年、要介護状態にある高齢者の入所希望が増えつつあるため、その方の生活環境、身体及び精神状態を十分に把握した上で、関係部署とも連携をとりつつ、介護保険関連施設への入所も考慮にいった慎重な対応が求められるようになっていきます。

今後の方向性

家族・住宅等環境上の理由、及び経済的事情により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、施設を利用することで安心してそれぞれの能力に応じた自立した生活を送ることができるよう、援助を行います。今後、高齢化の進行に伴い、認知症等による要介護状態にある高齢者や、被虐待高齢者の入所相談が増えると予想されるため、関係部署との連携、体制の充実が必要となってきます。

(2) ケアハウス

60歳以上の高齢者で、身体機能の低下や高齢等の理由により、在宅での生活が困難な方が入所して、在宅福祉サービスを利用しながら生活することができる施設です。

(3) 老人福祉センター

高齢者の各種の相談に応じるとともに、健康増進、教養の向上及びレクリエーション等の便宜を総合的に提供し、健康な生活づくりを支援しています。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 (見込み) |
|----------|--------|--------|-----------------|
| 延利用者数(人) | 26,877 | 27,665 | 28,453 |

事業評価

高齢者の各種相談に応じたり、健康増進・教養の向上・レクリエーションを実施したりと、健康な生活づくりを支援しています。
利用者は年々増加傾向にあります。

今後の方向性

地域の高齢者が生き生きとした毎日を送るため、憩いとレクリエーション等の活動が活発になるよう、高齢者の生きがいを支援していきます。

(4) 高齢者生活支援ハウス

介護支援機能、居住機能、交流機能を総合的に提供し、高齢者が安心して健康な生活を送れるよう、生活支援ハウスの利用促進に努めています。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 (見込み) |
|---------|--------|--------|-----------------|
| 利用者数(人) | 4 | 22 | 24 |
| 利用日数(日) | 91 | 584 | 751 |

事業評価

利用者は、年々増加の傾向にあります。

核家族化やひとり暮らし高齢者が増加する中、高齢者の生活不安の解消、高齢者虐待の緊急的な避難場所として、当事業は高齢者の福祉の増進に寄与していますが、依然利用は低調なため、事業を広く周知する取り組みの継続が必要となっています。

今後の方向性

高齢者が安心して健康的な生活を送れるよう支援し、高齢者福祉の増進のために、事業受託者と連携し適切な事業運営を行います。

現状では、利用率が低く事業拡充の必要性は少ないと思われませんが、支援を必要とする人に支援が行き届くよう、事業の周知に引き続き努めます。

第7章 生きがいつくり・社会参加の促進

1 生きがいつくり・社会参加への支援

(1) 高齢者の生きがいと健康づくり事業

高齢者が家庭・地域等で豊かな経験と知識・技能を活かして、社会参加をし、生きがいを持つことが出来る環境を整えるとともに、家に閉じこもりがちな高齢者に対しても、社会的孤立感の解消及び自立生活を支援します。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 (見込み) |
|-----------|--------|--------|-----------------|
| 利用申請者数(人) | 3,404 | 3,223 | 3,082 |
| 延利用者数(人) | 7,792 | 7,487 | 7,487 |

事業評価

高齢者が社会における役割を見だし、健康で生きがいをもって積極的に社会参加ができるよう、環境の整備に努め、家に閉じこもりがちな高齢者の社会的孤立感の解消、及び自立生活の助長を図ります。利用者はわずかに減少しており、引き続き事業の周知に努めます。

今後の方向性

さらに増加する65歳以上の高齢者が、生きがいを感じながら地域活動に積極的に参加するきっかけとなるよう、各種団体と協力し内容の検討や見直しを行います。

(2) 老人クラブ

高齢者の生きがいづくり、社会参加等により、高齢者が自立した生活を送れるように、関係機関と連絡調整し、老人クラブの自主的運営の支援を行っています。

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 (見込み) |
|--------|--------|--------|-----------------|
| 単位クラブ数 | 47 | 43 | 43 |
| 会員数(人) | 3,282 | 3,047 | 2,863 |
| 組織率(%) | 18.5 | 16.9 | 16.1 |

事業評価

高齢者人口が増加しているにもかかわらず、老人クラブの数及び加入率は減少傾向にあります。新規加入者の減少により、会員に年齢層が高くなってきています。今後、高齢者が有意義に過ごすためにも、高齢者が自ら進んで老人クラブに参加できる環境を整え、クラブへの加入促進に努めます。

今後の方向性

高齢者が社会参加や生きがい活動を行う場として、スポーツや文化活動の見直しを図り、活動が一層活発になるよう支援します。また、主体的な活動をさらに促進するため、リーダーの育成を進めます。

(3) 高齢者の就労支援

高齢者退職者等の希望に応じ、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務にかかるものの機会を確保し、高齢者の能力をいかすため、組織的に就労機会を提供する人材センターへの支援によって、活力ある地域社会づくりを推進します。

第8章 介護保険事業の適正・円滑な運営

1 介護保険サービスの現状と将来推計

介護が必要となった高齢者が安心して住み慣れた地域で生活をおくるためには、必要なサービスを必要なときに利用できる環境整備が重要となります。本計画期間中には引き続き、事業所と連携を行いながら、適切な介護保険サービスの提供に努めていきます。

(1) 居宅サービス

① 訪問介護／介護予防訪問介護

ホームヘルパー（訪問介護員）が家庭を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介助や炊事、掃除などの生活援助を行うサービスです。

（単位：人）

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|----------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
| 訪問介護 | 6,270 | 6,576 | 6,316 | 6,540 | 6,744 | 6,948 |
| 介護予防訪問介護 | 2,067 | 2,265 | 2,440 | 2,465 | 2,493 | 2,522 |
| 合計 | 8,337 | 8,841 | 8,756 | 9,005 | 9,237 | 9,470 |

② 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

簡易浴槽等を積んだ移動入浴車等により居宅を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

（単位：人）

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|----------------|--------|--------|-----|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
| 訪問入浴介護 | 302 | 380 | 360 | 410 | 436 | 462 |
| 介護予防 訪問入浴介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 302 | 380 | 360 | 410 | 436 | 462 |

③ 訪問看護／介護予防訪問看護

病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

(単位：人)

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
| 訪問看護 | 1,328 | 1,396 | 1,422 | 1,433 | 1,461 | 1,490 |
| 介護予防訪問看護 | 126 | 95 | 120 | 134 | 135 | 137 |
| 合計 | 1,454 | 1,491 | 1,542 | 1,567 | 1,596 | 1,627 |

④ 訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士または作業療法士が居宅を訪問して心身の機能の維持回復を図るために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

(単位：人)

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
| 訪問リハビリテーション | 908 | 1,122 | 1,050 | 1,159 | 1,214 | 1,270 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 150 | 67 | 72 | 73 | 74 | 75 |
| 合計 | 1,058 | 1,189 | 1,122 | 1,232 | 1,288 | 1,345 |

⑤ 居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

(単位：人)

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
| 居宅療養管理指導 | 812 | 860 | 1,022 | 1,045 | 1,094 | 1,143 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 43 | 18 | 34 | 49 | 49 | 50 |
| 合計 | 855 | 878 | 1,056 | 1,094 | 1,143 | 1,193 |

⑥ 通所介護／介護予防通所介護

デイサービスセンターなどに通い、日常動作訓練、入浴、給食などを提供するサービスです。

(単位：人)

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
| 通所介護 | 4,451 | 4,825 | 5,214 | 5,350 | 5,564 | 5,778 |
| 介護予防通所介護 | 3,512 | 3,194 | 3,294 | 3,348 | 3,385 | 3,421 |
| 合計 | 7,963 | 8,019 | 8,508 | 8,698 | 8,949 | 9,199 |

⑦ 通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院、診療所への通所により、心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションなどを行うサービスです。

(単位：人)

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
| 通所リハビリテーション | 3,334 | 3,401 | 3,376 | 3,508 | 3,643 | 3,779 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 1,913 | 1,811 | 1,716 | 1,809 | 1,831 | 1,852 |
| 合計 | 5,247 | 5,212 | 5,092 | 5,317 | 5,474 | 5,631 |

⑧ 短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

(単位：人)

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
| 短期入所生活介護 | 648 | 702 | 762 | 775 | 794 | 813 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 5 | 17 | 22 | 24 | 25 | 25 |
| 合計 | 653 | 719 | 784 | 799 | 819 | 838 |

⑨ 短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所し、医学的管理のもとで、看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話をを行うサービスです。

(単位：人)

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|------------------|----------|----------|-----|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
| 短期入所療養介護 | 293 | 206 | 254 | 265 | 278 | 291 |
| 介護予防 短期入所療養介護 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 294 | 210 | 254 | 265 | 278 | 291 |

⑩ 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入所者である要介護者又は要支援者について、施設の特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話をを行うサービスです。

(単位：人)

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|---------------------|----------|----------|-----|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
| 特定施設入居者生活介護 | 48 | 47 | 52 | 60 | 60 | 60 |
| 介護予防特定施設 入居者生活介護 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 48 | 47 | 54 | 60 | 60 | 60 |

⑪ 福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

在宅での介護に必要な福祉用具（車いす、特殊ベッドなど）の貸与（レンタル）を行うサービスです。

(単位：人)

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|----------------|----------|----------|-------|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
| 福祉用具貸与 | 5,563 | 6,105 | 6,046 | 6,279 | 6,571 | 6,862 |
| 介護予防 福祉用具貸与 | 670 | 903 | 1,230 | 1,239 | 1,254 | 1,268 |
| 合計 | 6,233 | 7,008 | 7,276 | 7,518 | 7,825 | 8,130 |

⑫ 特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

在宅での介護に必要な福祉用具（腰かけ便座、入浴用いすなど）の購入費を支給するサービスです。

（単位：人）

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|--------------|----------|----------|-----|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
| 特定福祉用具販売 | 194 | 184 | 192 | 201 | 209 | 218 |
| 特定介護予防福祉用具販売 | 87 | 99 | 108 | 109 | 110 | 112 |
| 合計 | 281 | 283 | 300 | 310 | 319 | 330 |

⑬ 住宅改修／介護予防住宅改修

在宅での介護に必要な住宅改修費（手すりの取り付けや段差の解消など）を支給するサービスです。

（単位：人）

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|----------|----------|----------|-----|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
| 住宅改修 | 123 | 132 | 132 | 138 | 144 | 150 |
| 介護予防住宅改修 | 95 | 95 | 96 | 97 | 98 | 99 |
| 合計 | 218 | 227 | 228 | 235 | 242 | 249 |

⑭ 居宅介護支援／介護予防支援

居宅サービス等を適切に利用できるようサービスの種類、内容等を定めた計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の必要な支援を行うサービスです。

（単位：人）

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|--------|----------|----------|--------|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
| 居宅介護支援 | 12,063 | 12,528 | 12,660 | 12,935 | 13,473 | 14,012 |
| 介護予防支援 | 7,237 | 7,057 | 7,188 | 7,209 | 7,289 | 7,370 |
| 合計 | 19,300 | 19,585 | 19,848 | 20,144 | 20,762 | 21,382 |

(2) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を定期的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

(単位：人)

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | | | | 120 | 120 | 120 |

② 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問介護など複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。1つの事業所からサービスが組み合わせられ提供されるため、サービス間の調整が行いやすく柔軟なサービス提供が可能になることや、一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能となります。

本計画期間中においては、事業所をはじめ医療機関、近隣市町との連携を密にし、サービスの必要性等について検討していきます。

③ 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回家庭訪問や利用者の通報に応じた随時の家庭訪問により、入浴、排せつ食事などの日常生活上の世話などを行うサービスです。

(単位：人)

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
| 夜間対応型訪問介護 | 0 | 0 | 0 | 84 | 168 | 252 |

④ 認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の状態にある要介護者が、グループホームや通所施設等に通り、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。

(単位：人)

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|----------------|----------|----------|-----|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
| 認知症対応型通所介護 | 1 | 10 | 2 | 2 | 4 | 6 |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 1 | 10 | 2 | 2 | 4 | 6 |

⑤ 小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設で、施設への通りを中心に、居宅への訪問、短期間の宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練を行うサービスです。

平成 25 年度に 1 施設の整備を計画しています。入所者の意思と人格尊重を基本とし、個々の状況に応じた的確なサービスの提供に努めていきます。

(単位：人)

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|-----------------|----------|----------|-----|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 0 | 0 | 0 | 108 | 108 | 108 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 0 | 0 | 0 | 12 | 12 | 12 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 120 | 120 | 120 |

⑥ 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護者に対し、少人数で共同生活を営む住居（グループホーム）で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。

(単位：人)

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|------------------|----------|----------|-------|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 1,866 | 1,873 | 1,888 | 1,944 | 1,944 | 1,944 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 9 | 8 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| 合計 | 1,875 | 1,881 | 1,912 | 1,968 | 1,968 | 1,968 |

⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の特定施設に入居している要介護者について、その地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、担当する者などを定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。

(単位：人)

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。

(単位：人)

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 120 |

(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者に、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。

(単位：人)

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
| 介護老人福祉施設 | 2,996 | 2,883 | 2,922 | 2,952 | 2,952 | 2,832 |

② 介護老人保健施設

症状安定期にある要介護者に施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービスです。

(単位：人)

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
| 介護老人保健施設 | 2,916 | 3,154 | 3,344 | 3,312 | 3,312 | 3,312 |

③ 介護療養型医療施設

症状が安定しており長期療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話などを行うサービスです。

療養病床の転換計画については、民間の判断に委ねられる部分が多く、今後も引き続き、事業所の転換計画を確認しながら、適切に転換されるよう、情報提供や各種支援に取り組めます。

(単位：人)

| | 実績値 | | 見込値 | 計画値 | | |
|---------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
| 介護療養型 医療施設 | 1,021 | 989 | 1,022 | 1,032 | 1,032 | 1,032 |

2 介護保険サービス事業量と保険料の設定

作 成 中

3 介護給付等費用適正化事業

介護(予防)給付について、真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供、介護サービス事業者間による連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のために「介護サービス事業者への指導助言」「介護給付費や分析データのチェック」「ケアプランのチェック」を実施しています。

(1) 要介護認定の適正化

●認定調査の適正化

要介護認定申請について、原則として、全ての新規・変更申請及び更新申請の一部を市職員が認定調査を実施します。申請件数の集中等により他業者へ委託を行った場合、その調査内容については、すべて市職員がチェックを行います。

また、必要に応じて調査員向け研修等を実施し、調査員のスキルアップを図ります。

(2) ケアマネジメントの適正化

●ケアプランのチェック

ケアプランのチェックは、利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等の観点から、対象者を抽出して実施します。

●研修の実施

ケアプランが利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等の観点から、ケアマネジャー及びサービス事業者を対象として、研修を実施します。また、必要に応じて情報の提供を行います。

(3) 住宅改修等の点検

●住宅改修

住宅改修の事前協議時に十分な聞き取りを行い、利用者の身体状況に応じた必要な改修をすすめます。

●福祉用具購入

申請時に福祉用具の必要性や利用状況等の確認を十分行い、利用者に必要のない品目等の購入(貸与)に対する抑制に努めます。

(4) 介護給付費適正化システム等の活用

●縦覧点検による適正化

複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行い、不適正な請求と思われる事業所に確認し、給付の適正化を図ります。

●医療情報との突合による適正化

「医療情報との突合」を行い、不適正な請求と思われる事業所に確認し、給付の適正化を図ります。

(5) 介護給付費通知の発送

介護保険サービス利用者に、介護給付費の額等の実績を通知することにより、寄せられた架空請求や過誤請求等の情報に基づき、県と合同または市自ら指導を実施します。

(6) 個別指導・監査による運営基準や介護報酬チェック

●地域密着型サービスに係る指導

地域密着型サービス事業者については、認知症ケアの基本を踏まえたサービスの提供がなされているか等、サービスの質の確保・向上が図られるように指導します。また、事業運営に関する確認も同時に行い適正な介護サービスが提供されているか確認します。

●苦情等の適切な把握及び分析

市または国保連合会に寄せられた苦情・相談情報の適切な把握及び分析を行い、県とも連携を図りながら、事業者指導を実施します。